

旭市旧中学校跡地利用検討委員会設置要綱

平成 29 年 8 月 4 日

旭市告示第 106 号

(設置)

第 1 条 旭市旧海上中学校及び旧飯岡中学校（以下「旭市旧中学校」という。）跡地の利活用方法について検討するため、旭市旧中学校跡地利用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 旭市旧中学校跡地の利活用に関すること。

(2) その他委員会が必要と認める事項

2 委員会は、協議の結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 副市長

(2) 議会代表

(3) 学識経験者

(4) 市民代表

(5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から第 2 条第 2 項の規定による報告を行うまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、企画政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、第2条第2項の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。

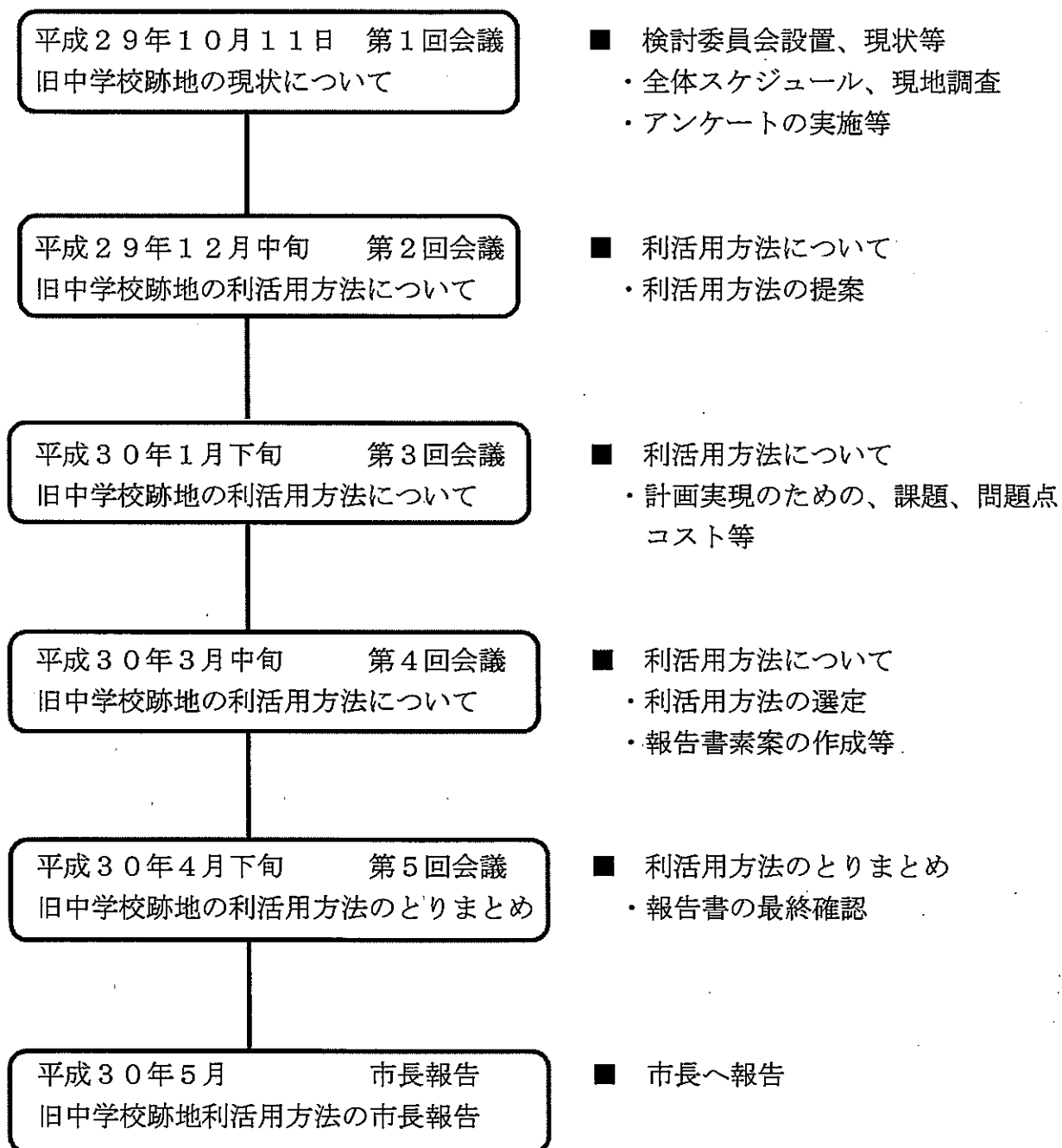
旭市旧中学校跡地利用検討委員会 委員名簿

平成29年10月11日

No.		氏名	ふりがな	備考欄
1	委員長	加瀬 正彦	かせ まさひこ	副市長
2		島田 和雄	しまだ かずお	議会代表
3		宮内 保	みやうち たもつ	議会代表
4		大塚 成男	おおつか しげお	学識経験者
5		鈴木 教義	すずき たかよし	学識経験者
6		林 新二郎	はやし しんじろう	学識経験者
7		安倍 英郎	あべ ひでお	市民代表
8		大門 弥生	おおかど やよい	市民代表
9		飯田 正勝	いいだ まさかつ	市民代表
10		石崎 雅彦	いしざき まさひこ	市民代表
11		石見 千賀子	いしみ ちかこ	市民代表
12		鈴木 恵一朗	すずき けいいちろう	市民代表

(要綱第3条第2項順、五十音順、敬称略)

○今後のスケジュールについて（案）



※ 進捗状況によっては、第5回会議において、委員会（委員長）より市長へ最終報告を行う。